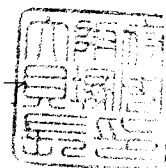


貝塚市清涼飲料水自動販売機設置事業者募集要項は次のとおりである。

令和 7 年 4 月 28 日

貝塚市長 酒井



貝塚市清涼飲料水自動販売機設置事業者募集要項

貝塚市民図書館が行う清涼飲料水自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 公募物件

物件 番号	所在地	設置場所	設置スペース の寸法		最低使用料 月額	位置図
			幅	奥行	(参考年額)	
1	畠中 1 丁目 12 番 1 号	市民図書館 2 階	1.40m	0.65m	2,000 円	図 1
					(24,000 円)	

※上記物件での販売品目は、缶、ビン、紙パック等ペットボトル以外の密閉式容器に入った清涼飲料水とします。

※設置は 1 台とします。自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がないように、必ず応募前に設置場所の確認をしてください。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人が設置事業者に応募することができます。

(1) 本市内で清涼飲料水等の販売をしている者

(2) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者

① 成年被後見人

② 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

④ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑤ 営業の許可を受けていない未成年であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑥ 破産者で復権を得ない者

(3) 次の①から⑦までのいずれにも該当しない者（①から⑦までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後 2 年を経過した者を含む。）

① 本市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しく

は数量に関して不正の行為をした者

- ② 本市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が本市と契約を締結すること又は本市との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により本市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由なく本市との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 本市が実施した自動販売機設置事業者募集において、入札後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行なった者
 - ⑦ ①から⑥までのいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (4) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (7) 本市の市税を滞納していないこと。かつ、最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。

3 公募条件等

(1) 使用料等

① 使用許可の期間

使用許可の期間は、令和7年6月1日から令和8年3月31日の10ヵ月間とします。

ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障があると本市が判断する場合を除き、当初本市が設定した公募条件を変更しないことを前提として当初許可から5年を限度に、引き続き使用許可を更新します。

② 使用料

物件毎に設置事業者として決定した者が提示した応募価格をもって月額使用料とします。

なお、月額使用料に基づき算出する年間の使用料は、本市の発する納入通知書により、本市が指定する期限までに全額納入してください。

（注）今回の応募価格の提示は、月額とします。

応募申込手続きの際には、記載等についてご注意ください。

③ その他必要経費等

光熱水費は、設置事業者の負担とし、本市の発する納入通知書により、指定する期限までに納入してください。また、自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等一切の費用は設置事業者の負担とします。

電気料金については、月額で設置事業者が負担するものとし、協議の上、支払い方法を決めるものとします。

電気子メーター（以下「子メーター」という。）を設置する場合は、指示値により計測した

使用量に電気料金単価（税込）を乗じて積算した額、子メーターを設置しない場合は、以下のとおり積算して得た額とします。

なお、設置する子メーターについては適正なものとし、その設置費用は設置事業者の負担とします。

※子メーターを設置しない場合の電気料金の積算式（1年間設置の場合）

$(\text{定格消費電力} + \text{電熱装置定格消費電力}) \times 0.25 \times 24 \text{時間} \times 365 \text{日} \times \text{電気料金単価(年平均単価)}$

なお、カタログ等で平均消費電力などが示されている場合は、上記の定格消費電力をそれに置き換える。いずれも 60Hz の場合の消費電力を使用。

④ 販売品目

「かいづかプラスチックごみゼロ宣言」及び「貝塚市海洋プラスチックごみ対策基本方針」に基づき、販売品目は、缶、ビン、紙パック等ペットボトル以外の密閉式容器に入ったお茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類などの清涼飲料水とします。また、酒類の販売又は標準小売価格を上回る価格での販売は認めません。

⑤ その他

自動販売機は、物件番号1の設置位置図に示した場所に、公募物件に示した設置スペースの寸法を超えないものを設置してください。また、薄型の機種については、転倒防止対策も併せて行なってください。

(2) 遵守事項

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守してください。

- ① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに確実に納付すること。
- ② 使用期間中に2-(4)に係る許認可等の取消しを受けないこと。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、本市の指示に従うこと。
- ⑤ 設置事業者は、市の求めに応じ売上額及び売上本数を報告すること。なお、各自動販売機の売上額は、以降の公募時等に公表することがある。

(3) 維持管理責任

自動販売機の維持管理にあたっては、次のことを遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 自動販売機は、販売する飲料の容器（缶・ビン・紙パック等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを併設し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。また、異なる使用済み容器が混入した場合も設置事業者の責任において適切に回収・リサイクル・処分すること。プラスチックごみの削減に関して、市の環境啓発に協力すること。
- ③ 検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ④ 自動販売機の設置にあたっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。
- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機本体に故障時等の連絡先を解りやすく明記すること。

(4) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を本市に請求することができません。

4 応募申込手続き

(1) 申込方法

申し込みは、持参に限ります。

申込受付期間 令和7年5月7日（水）～令和7年5月15日（木）

【午前9時30分～午後5時】

なお、火曜日は休館日につき受付は行いません。

提出先 貝塚市民図書館

(2) 必要な書類（各1部）

- ① 応募申込書（貝塚市様式1）
- ② 誓約書 （貝塚市様式2）
- ③ 販売品目 （貝塚市様式3）
- ④ 2－（4）にかかる許認可等の免許証の写し

(3) その他

応募書類は密封の上、提出してください。

電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

5 設置事業者の決定

応募価格の公開開封について

○日時 令和7年5月22日（木）午後2時

○場所 貝塚市民図書館 2階 視聴覚室

（図書館は、駐車スペースに限りがあります。貝塚市役所第1・第2駐車場のご利用をお勧めします。）

- ① 公募物件に対し、本市が設定する最低使用料以上の額で、かつ最高の価格で応募申込みを行った者を選定し、設置事業者とします。なお、最高価格の応募が2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより選定します。また、販売品目の売値（値下げ）等は、審査の対象としません。

② 設置事業者の公表等

設置事業者の決定後、応募者に応募物件ごとの決定価格及び決定した設置事業者名を通知するとともに貝塚市ホームページに決定価格及び設置事業者の法人・個人の区分を掲載します。

6 使用許可申請の手続

設置事業者に決定した者は、令和7年5月29日（木）までに、次の書類を提出してください。

《提出書類》※提出部数は各1通

- ① 行政財産使用許可申請書
- ② 設置場所の図面
- ③ 設置する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力のわかるもの）
- ④ 証明書類（発行日から3か月以内のもの）

〈法人の場合〉・・・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書（写し可）、委任状

〈個人の場合〉・・・印鑑証明書（市役所（町村役場）発行のもの）

また、法人・個人問わず、上記の証明書類に加え、

2－（7）に記載する税の納付の証明として、貝塚市課税課の発行する全税目の「市税を滞納していないことを証明する書類」と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（いずれも発行日から3か月以内のものに限る。）が必要です。なお、本市に事業所がなく、市税を納めていなければ必要ありません。

7 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手續に応じなかった場合
- ② 設置事業者決定後、正当な理由なくして、指定する期日までに自動販売機を設置しなかった場合
- ③ 設置事業者が応募者の資格を失った場合

8 その他

使用許可の手續に関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

募集に関する問い合わせ先

貝塚市民図書館

貝塚市島中1丁目12番1号

電話 072-433-7200